

⑫ [焼失に付酒井家代々領主より
の御判物写并母方河合より伝
わり候物写し]

文政8（1825）年2月

本史料によれば、先祖酒井権右衛門
は信州松代藩主真田幸道の家臣でしたが、元禄年中に故あって浪人となり、
その子玄理龍好が医師となつて、享保1
5（1730）年松平義知（明矩）に200石
5人扶持で召し抱えられたとあります。
そして歴代当主の松平義知・直賢
(朝矩)・直恒・直温・齐典から与え
られた宛行状が書き写されています。

ち扶助も既百石充行之訖
全う所務者也

寶曆二年



酒井玄理

宝曆二年
九月十六日

(直賢・黒印)

為扶助高百五拾石事、充行之訖
(おわんぬ)、全可所務者也

力扶助も既百石充行之訖
迄全て所務者也

安永七年



八月廿八日

酒井玄理とのへ
安永七年
八月廿八日 (直恒・黒印)

酒井權右衛門とのへ

酒井玄理

丁

【史料⑫】〔焼失に付酒井家代々領主よりの御判物写并母方河合より伝わり候物写し〕

為扶助高百五拾石事、充行之訖
(おわんぬ)、全可所務者也

宝曆二年
九月十六日

酒井玄理とのへ